



委託する際は、信頼できる業者の選定を

- ◆ I PMに基づく「ねずみ・昆虫等対策」は、単なる薬剤散布に比べ、より専門的な知識・技術と施工能力が必要です。そのため、I PMを十分に理解し、十分な技術力を有した信頼できる業者を選ぶ必要があります。
- ◆ 業者から作業計画書を提出してもらい、I PMに基づく作業かどうかを確認しましょう。
- ◆ 複数の業者にあたって、比較をしてみましょう。

重点的な日常管理で、防除効果アップと経費節減を

- ◆ ねずみ等が発生しやすい区域では、日常の適切な建物管理を重点的に行うことで、ねずみ等の発生を防止し、結果として防除作業に必要な経費も大幅に節減できます。
- ＜日常の建物管理＞・施設・設備の清掃や整理・整頓
・食物やゴミの管理
・防そ・防虫網の点検・補修 など



<参考文献>

- ① 厚生労働科学研究「建築物におけるねずみ・害虫等の対策に関する研究報告書」（平成15～17年度）
- ② 「建築物環境衛生維持管理要領」（平成20年1月）厚生労働省
- ③ 「建築物における維持管理マニュアル」（平成20年1月）厚生労働省

<相談窓口>

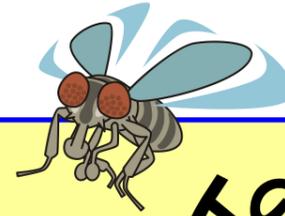
□ 関係団体

内容	団体名	電話
ねずみ・昆虫等対策に関する相談	(公社)愛知県ペストコントロール協会	052-452-7122
ビル管理に関する相談	(一社)愛知ビルメンテナンス協会	052-265-7536

□ 保健所等

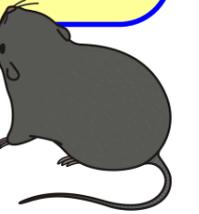
保健所等名称	電話	保健所等名称	電話
愛知県瀬戸保健所	0561-82-2197	愛知県春日井保健所	0568-31-2189
愛知県江南保健所	0587-56-2157	愛知県清須保健所	052-401-2100
愛知県津島保健所	0567-26-4137	愛知県半田保健所	0569-21-3342
愛知県知多保健所	0562-32-6211	愛知県衣浦東部保健所	0566-21-4797
愛知県西尾保健所	0563-56-5241	愛知県新城保健所	0536-22-2204
愛知県豊川保健所	0533-86-3177		
名古屋市健康福祉局 健康部環境薬務課	052-972-2644		
豊橋市保健所	0532-39-9124	岡崎市保健所	0564-23-6187
一宮市保健所	0586-52-3855	豊田市保健所	0565-34-6180

発行 愛知県保健医療局生活衛生部生活衛生課 環境衛生グループ
電話 052-954-6299



人の健康と環境にやさしい ねずみ・昆虫等対策ができていますか？

特定建築物*や公共建築物などの多数の県民の方が使用し又は利用する建物では、建築物衛生法に基づき、建物内の衛生的環境を確保するため適切に維持管理を行います。



特に、建物内の「ねずみ・昆虫等対策」については、薬剤散布を主体とした防除ではなく、総合的有害生物管理（I PM）に基づく『人の健康への影響と環境に配慮した管理』を行う必要があります。

◎建物内の「ねずみ・昆虫等対策」の目的は

建物内で見られるねずみ・ゴキブリ・ハエ・蚊・ダニなどの有害生物は、感染症を媒介したり、刺咬により皮膚炎やアレルギーの原因となったりするほか、大量に発生して快適な環境を阻害します。そのため、建物内の衛生的環境を確保するには、適切な「ねずみ・昆虫等対策」を実施する必要があります。

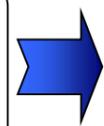


◎総合的有害生物管理（I PM：Integrated Pest Management）とは

建物において、ねずみ・昆虫等対策として考えられる有効かつ適切な技術の組み合わせを利用しながら、人の健康に対するリスクと環境への負荷を最小限にとどめる方法で、設定した目標水準に有害生物を制御し、そのレベルを維持する有害生物の管理対策をいいます。



× ねずみ・昆虫等の発生状況に関わらない定期的な薬剤による防除



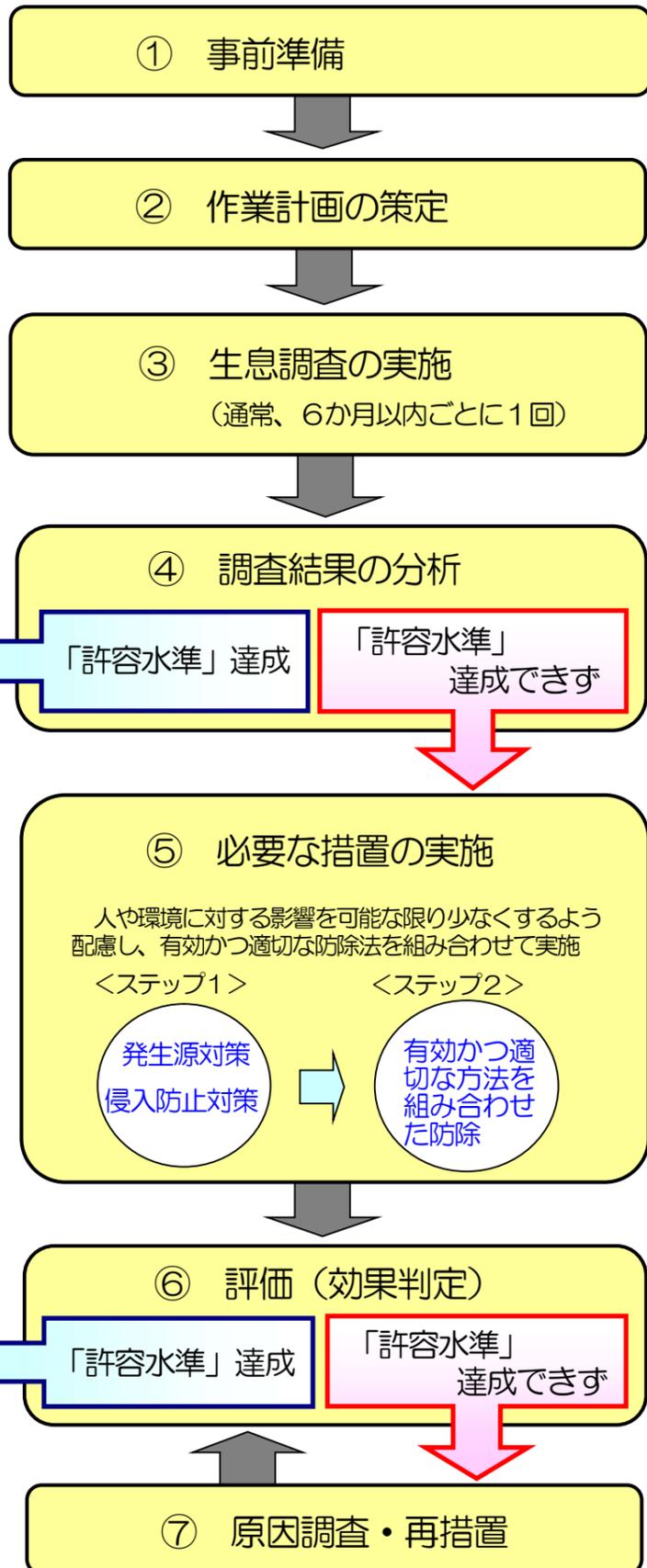
人の健康と環境にやさしい
I PMに基づく「ねずみ・昆虫等対策」

*「特定建築物」とは

建築物の衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）第2条に規定する延べ面積が¹3,000m²（学校にあっては8,000m²）以上で、その用途が店舗、集会場、事務所、学校などの建物をいい、同法第4条第1項に基づき「建築物環境衛生管理基準」に従って維持管理しなければなりません。
また、特定建築物以外の多数の者が使用し又は利用する建物について、同法第4条第3項に基づき特定建築物と同様に維持管理に努める必要があります。



IPMに基づく「ねずみ・昆虫等対策」の実施手順



主な留意事項

① 事前準備

- IPM実施のための組織作りを行います。
 - ★ 全体を統括する「責任者」を決定します。
 - ★ 各担当者と役割分担を決定します。
- 施設・設備の状況の確認を行います。
 - ★ 施設・設備の管理状況や建物の周辺の状況を確認します。
 - ★ ねずみ等が発生しやすい区域を確認します。(食料を扱う区域、排水槽・阻集器・ゴミの保管設備の周辺等)
 - ★ これまでの生息状況や被害状況を確認します。
 - ★ ねずみ等の侵入経路(隙間の有無等)を確認します。

② 作業計画の策定

- 作業内容を検討し、作業計画を策定します。
 - ★ 調査区域の分類、調査期間・時期等を計画します。
 - ★ 標準的な作業方法(③～⑦の実施方法)等を計画します。
- 調査区域や対象生物ごとに標準的な目標水準を設定します。
 - ★ 目標水準は、次の3段階に分けて、「③の生息実態調査」から得られる捕獲指数を指標とする「水準値」をそれぞれ設定します。

許容水準	環境衛生上「良好」な状態。通常では特に措置を要することのない状態で、定期的な日常管理を継続。
警戒水準	放置すると今後問題になる可能性のある状態。
措置水準	ねずみ等の発生や目撃することが多く、すぐに措置が必要な状態。

③ 生息調査の実施

- 調査は、6か月以内ごとに1回、定期的に統一的行います。(ただし、ねずみ等が発生しやすい区域では、2か月以内ごとに1回とします。)
- 始めに、ねずみ等の発生・生息場所、侵入経路や被害の状況について「目視調査」を行います。
 - ★ 調査は十分な知識を有する技術者が全体について行います。
 - ★ あらかじめ被害状況等についてのアンケートを調査区域の管理者に行い、その回答を参考にするとよいでしょう。
- 次に「目視調査」の結果、問題がある又は調査が必要と考えられる場所において「生息実態調査」を行います。
 - ★ 調査は、トラップを用いた捕獲調査法等の客観的に判断ができる方法で実施します。

④ 調査結果の分析

「③生息調査」の結果を分析します。

- ★ 「措置水準」に該当する区域については、あまり長い期間をあげずに、必要な措置を実施します。また、「警戒水準」に該当する区域では、必要に応じ、環境整備の状況の見直し等を行います。
- ★ 「許容水準」を達成した場合は、特に措置を必要とせず、「⑧日常の適切な管理」を行います。

⑤ 必要な措置の実施

適切な措置方法を選択します。

- ★ 「措置水準」に該当する区域の防除にあたっては、人や環境に対する影響を可能な限り少なくするよう配慮します。

<ステップ1>まずは、発生源対策や侵入防止対策を実施します。

- ★ 発生源対策としては、施設・設備の清掃や整理・整頓の実施、食物の管理、ゴミの管理などを行います。
- ★ 侵入防止対策としては、防そ・防虫網の設置や補修、侵入場所の閉鎖などを行います。

<ステップ2>有効かつ適切な防除法を組合わせて実施します。

- ★ 当該区域の状況に応じて、粘着トラップ等を用いる物理的防除や薬剤防除と防虫・防そ工事などを組合わせて行います。

◎ 薬剤を使用する場合は、次の点に注意します。

- ★ 薬剤は、医薬品又は医薬部外品を用い、その容器等に記載された用法、用量その他使用及び取扱いに必要な注意を守って適切に使用します。また、保管管理も適切に行います。
- ★ 日常的に乳幼児がいる区域では薬剤の使用は避けます。
- ★ 薬剤を散布する範囲はできるだけ限定し、リスクの少ない製剤・方法を優先させます。
- ★ 事前に、使用薬剤の種類・使用量、作業方法、作業区域等について十分な検討を行い、作業区域の管理者などの了解を得て実施します。
- ★ 作業の前後少なくとも3日間は、見易い場所に作業日時や作業方法等を掲示し、建物の利用者等に周知徹底を行います。
- ★ 食毒剤(毒餌剤)の使用に当たっては、誤食防止を図り、作業終了後直ちに回収します。
- ★ 薬剤散布後は、一定時間入室を禁じて、必要な強制換気や清掃等を行い利用者等の安全確保を図ります。

⑥ 評価 (効果判定)

効果判定を行います。

- ★ 「⑤必要な措置」を行った区域において「③生息調査」を行い、「許容水準」を達成できたか判定します。

⑦ 原因調査・再措置

原因を調査し、必要な再措置を実施します。

- ★ 「許容水準」を達成できなかった原因を調査し、改善した上で、必要な「⑤措置」及び「⑥評価」を再度行います。

⑧ 日常の適切な建物管理の実施

ねずみ等が発生しないよう、日常の適切な建物管理を行います。

- ★ 定期的に、施設・設備の清掃や整理・整頓の実施、食物の管理、ゴミの管理などの発生源対策を行います。特に、ねずみ等が発生しやすい区域で重点的に行います。
- ★ 定期的に、防そ・防虫網や防虫設備の点検・補修等を行い侵入場所の閉鎖などの侵入防止対策を行います。

◎ 記録の整備・保存

記録を整備・保存します。

- ★ 作業計画書、調査実施記録書、措置作業記録書等の①～⑧の実施内容・結果を記録した書類を整備し、5年間保存します。
- ★ 例えば、措置作業記録書では、作業を実施した日時・区域、実施者、作業の方法、作業の実施結果、評価結果などできるだけ詳細に記録します。

※ 具体的な実施方法については、「建築物における維持管理マニュアル」(参考文献③)の『IPM実施モデル』を参照してください。